

加古川市粗大ごみ戸別有料収集業務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が実施する粗大ごみ戸別有料収集業務の円滑な推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(粗大ごみの定義)

第2条 この要綱で取扱対象とする粗大ごみとは、加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第2条の2に規定するものをいう。

(粗大ごみ収集の申込み及び収集日)

第3条 粗大ごみ戸別有料収集（以下「戸別収集」という。）の利用者は、本市が設置する粗大ごみ受付センターに電話又はファックスで事前に申し込まなければならない。

2 収集の対象となる粗大ごみの品目、大きさ、数量、収集日、収集場所、処理手数料は戸別収集の利用者と協議のうえ決定する。

3 第1項の受付は、午前9時00分から午後5時00分までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

4 粗大ごみの収集は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

(1) 12月29日から翌年1月3日まで

5 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時に戸別収集を行い、又は戸別収集を行わないことができる。

(取扱個数等の制限)

第4条 戸別収集の取扱個数は、1世帯1回当たり5点までとする。

(納付方法)

第5条 戸別収集の利用者は、本市が指定する加古川市粗大ごみ収集処理券取扱店にて手数料を納付し、加古川市粗大ごみ収集処理券（以下「処理券」という。）の交付を受けることとする。

(粗大ごみの収集場所及び方法)

第6条 戸別収集の利用者は、第3条第2項で決定した収集日の午前8時までに収集場所に搬出しておかななければならない。

2 戸別収集の利用者は、第3条第2項で決定した処理手数料に応じた処理券を収集対象となる粗大ごみ1点ごとに処理券を貼り付けなければならない。

(再利用)

第7条 収集した粗大ごみの中で、市は状態の良い物を選別し、希望者に引き渡す等再利用できるものとする。

(その他)

第8条 粗大ごみに該当しないものであっても、利用者が特に戸別収集を希望し、市長が必要であると認めた場合は、粗大ごみとして取り扱うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。